

# 四半期報告書

(第11期第3四半期)

自 平成23年10月1日  
至 平成23年12月31日

株式会社ドリコム

東京都新宿区高田馬場一丁目31番18号

# 目 次

頁

表 紙

## 第一部 企業情報

### 第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 ..... 1
- 2 事業の内容 ..... 1

### 第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク ..... 2
- 2 経営上の重要な契約等 ..... 2
- 3 財政状態、経営成績の分析 ..... 2

### 第3 提出会社の状況

#### 1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 ..... 3
- (2) 新株予約権等の状況 ..... 4
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 ..... 5
- (4) ライツプランの内容 ..... 5
- (5) 発行済株式総数、資本金等の推移 ..... 5
- (6) 大株主の状況 ..... 5
- (7) 議決権の状況 ..... 6

#### 2 役員の状況 ..... 6

### 第4 経理の状況 ..... 7

#### 1 四半期財務諸表

- (1) 四半期貸借対照表 ..... 8
- (2) 四半期損益計算書 ..... 10

#### 2 その他 ..... 14

## 第二部 提出会社の保証会社等の情報 ..... 15

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年2月8日
【四半期会計期間】	第11期第3四半期（自平成23年10月1日至平成23年12月31日）
【会社名】	株式会社ドリコム
【英訳名】	Drecom Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 内藤 裕紀
【本店の所在の場所】	東京都新宿区高田馬場一丁目31番18号 高田馬場センタービル7階
【電話番号】	03-3232-1600（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部長 後藤 英紀
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区高田馬場一丁目31番18号 高田馬場センタービル7階
【電話番号】	03-3232-1600（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理本部長 後藤 英紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第10期 第3四半期 連結累計期間	第11期 第3四半期 累計期間	第10期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年12月31日	自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高（千円）	2,184,814	4,727,528	2,632,111
経常利益（千円）	60,462	1,010,448	96,475
四半期（当期）純利益又は四半期純損失 （△）（千円）	△22,038	1,018,573	2,490
持分法を適用した場合の投資利益（千円）	—	—	—
資本金（千円）	1,045,253	1,059,250	1,045,253
発行済株式総数（株）	26,990	135,475	26,990
純資産額（千円）	1,419,180	2,422,909	1,365,653
総資産額（千円）	1,904,781	3,838,517	2,090,921
1株当たり四半期（当期）純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額（△）（円）	△818.59	7,536.00	92.43
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期） 純利益金額（円）	—	7,448.49	91.07
1株当たり配当額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	73.3	62.1	63.9

回次	第10期 第3四半期 連結会計期間	第11期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成23年10月1日 至平成23年12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は1株当 り四半期純損失金額（△）（円）	△1,318.06	3,378.52

（注）1. 前連結会計年度まで連結財務諸表を作成しているため、前第3四半期累計期間に代えて前第3四半期連結累計期間について記載しております。

2. 売上高には消費税等は含んでおりません。

3. 第10期第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4. 第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分）及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第9号 平成22年6月30日）を適用しております。

なお、当社は、平成23年10月1日付で株式1株につき5株の株式分割を行っておりますが、当第3四半期累計期間より四半期連結損益計算書を作成していないため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

なお、当社は、当第1四半期累計期間より四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、前第3四半期累計期間との対比は記載しておりません。

#### (1) 業績の状況

我が国のIT市場では、GREE、mixi、DeNAを中心とした国内SNSプラットフォーム上のソーシャルアプリケーション市場が急速な拡大が続いております。また、スマートフォンの普及が国内外のソーシャルアプリケーション市場で新たな収益機会をもたらす始めております。

こうした状況下、当社は各事業間シナジーと収益基盤の強化を図りつつ、スマートフォン市場、並びに海外市場の開拓を進めてまいりました。とりわけ注力事業であるソーシャルゲーム事業では引き続き効率的なプロモーションとユーザーのニーズに対応したコンテンツ提供を行い、さらに複数プラットフォームへ展開を進めることで収益力強化に取り組んでまいりました。モバイルコンテンツ事業では、携帯電話向けコンテンツの充実・改善に取り組むことでユーザー満足度の向上に努め、また、アドソリューション事業においては、ソーシャルゲーム事業と連携した広告サービスの提供に取り組んでまいりました。

以上の取り組みの結果、当第3四半期累計期間の業績といたしましては、売上高4,727,528千円、営業利益1,014,053千円、経常利益1,010,448千円、四半期純利益1,018,573千円となりました。

セグメントの業績は以下のとおりであります。

#### ①エンタメウェブ

エンタメウェブでは、ソーシャルゲーム事業において、効率的な広告宣伝及びプロモーション強化等に取り組み、mixiプラットフォームへの横展開を進めたことにより、既存タイトルの売上が引き続き好調に推移し、当社の業績を牽引いたしました。また、モバイルコンテンツ事業でも、携帯電話向け着メロサイト等のサービス改善やコンテンツの充実にも努めました。その結果、売上高は4,243,872千円となりました。

収益面では、ソーシャルゲーム事業において、新規ユーザーの獲得を目的とした広告宣伝費やゲームクオリティ向上等を重視した開発費用が増加いたしました。売上拡大によりセグメント利益は1,064,134千円となりました。

#### ②マーケティングソリューション

マーケティングソリューションでは、アドソリューション事業において、10月18日よりソーシャル・ネットワークサービス(SNS)「mixi」上で公式リワード広告「mixiポイントプラス」の提供を開始しました。その結果、売上高は491,350千円となりました。収益面では、サービス立ち上げによる費用増加が影響し、セグメント損失は50,081千円となりました。

今後につきましては、各事業において、既存ユーザーの継続獲得に向けての取り組みを強化すると同時に、スマートフォン向けコンテンツ市場の急速な拡大に対応したサービス開発体制の拡充を図り、付加価値向上を目指したサービスの提供を行ってまいります。

#### (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (3) 研究開発活動

当社は、エンタメウェブにおいて、スマートフォンアプリへの需要に対応するため、アプリケーションの研究開発を行っております。当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は74,214千円であります。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	217,600
計	217,600

###### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年2月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	135,475	135,475	東京証券取引所 (マザーズ)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	135,475	135,475	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成24年2月1日から当該四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次の通りであります。

決議年月日	平成23年11月1日
新株予約権の数(個)	210(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,050(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	88,600(注2)
新株予約権の行使期間	自 平成25年11月3日 至 平成27年11月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 88,600 資本組入額 44,300
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要する。権利者の新株予約権の相続はできない。その他の権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と割当者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)

- (注) 1. 平成23年6月25日定時株主総会において新株予約権の総数は220個を上限とし、新株予約権の目的となる株式の数については220株を上限とすることを決議しております。
2. 本新株予約権の割当後、当社が時価を下回る価額で普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとし、

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い  
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は、新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとし、

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ② 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ④ 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。
- ⑤ 交付する新株予約権の行使期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- ⑥ 交付する新株予約権の行使の条件  
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年10月1日 (注) 1	108,200	135,250	—	1,050,306	—	1,291,285
平成23年10月1日～ 平成23年12月31日 (注) 2	225	135,475	8,944	1,059,250	8,944	1,300,230

(注) 1. 株式分割(1:5)によるものであります。

2. 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第三四半期会計期間であるため、記載事項はありません。



(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 135,475	135,475	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	135,475	—	—
総株主の議決権	—	135,475	—

② 【自己株式等】

平成23年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】  
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	573,370	1,343,753
受取手形及び売掛金	620,053	1,519,138
貯蔵品	1,290	665
前払費用	22,161	26,515
繰延税金資産	—	14,331
その他	5,516	5,915
貸倒引当金	△13,518	△9,374
流動資産合計	1,208,872	2,900,945
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	25,501	13,690
工具、器具及び備品（純額）	13,323	15,459
有形固定資産合計	38,825	29,150
無形固定資産		
のれん	597,382	522,710
ソフトウェア	146,612	239,252
ソフトウェア仮勘定	43,342	3,500
その他	7,010	1,133
無形固定資産合計	794,348	766,596
投資その他の資産		
敷金	48,824	56,673
繰延税金資産	—	85,101
その他	50	50
投資その他の資産合計	48,874	141,825
固定資産合計	882,048	937,571
資産合計	2,090,921	3,838,517

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	78,099	169,527
短期借入金	50,000	125,001
1年内返済予定の長期借入金	128,060	66,660
未払金	268,638	735,225
未払法人税等	4,752	99,772
未払消費税等	14,537	66,624
預り金	4,280	6,409
前受収益	14,523	13,095
賞与引当金	2,349	6,885
ポイント引当金	4,561	3,870
その他	6,962	33,636
流動負債合計	576,764	1,326,708
固定負債		
長期借入金	133,340	88,900
繰延税金負債	3,521	—
資産除去債務	11,641	—
固定負債合計	148,502	88,900
負債合計	725,267	1,415,608
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,045,253	1,059,250
資本剰余金	1,286,233	1,300,230
利益剰余金	△995,182	23,390
株主資本合計	1,336,304	2,382,872
新株予約権	29,349	40,037
純資産合計	1,365,653	2,422,909
負債純資産合計	2,090,921	3,838,517

(2) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
売上高	4,727,528
売上原価	2,145,976
売上総利益	2,581,551
販売費及び一般管理費	1,567,498
営業利益	1,014,053
営業外収益	
為替差益	93
その他	635
営業外収益合計	728
営業外費用	
支払利息	4,333
営業外費用合計	4,333
経常利益	1,010,448
特別損失	
事務所移転費用	3,000
その他	266
特別損失合計	3,266
税引前四半期純利益	1,007,181
法人税、住民税及び事業税	91,563
法人税等調整額	△102,954
法人税等合計	△11,391
四半期純利益	1,018,573

【会計方針の変更等】

当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(会計方針の変更) 1 株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用 第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。 当第3四半期会計期間において株式分割を行いました。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたことを仮定し、1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を算定しております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。

【追加情報】

当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成23年12月31日)
—	当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく借入の未実行残高は次のとおりであります。 (平成23年12月31日現在) 当座貸越極度額 100,000千円 借入実行残高 100,000 差引額 —

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書及び前第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フローは作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。 (平成23年12月31日現在) 減価償却費 138,558千円 のれん償却額 74,672千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	四半期 損益計算書 計上額 (注) 1
	エンタメウェブ	マーケティング ソリューション	計		
売上高					
(1)外部顧客への 売上高	4,238,409	489,118	4,727,528	—	4,727,528
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	5,463	2,232	7,695	△7,695	—
計	4,243,872	491,350	4,735,223	△7,695	4,727,528
セグメント利益又は損 失(△)	1,064,134	△50,081	1,014,053	—	1,014,053

(注) 1. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	7,536円00銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	1,018,573
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	1,018,573
普通株式の期中平均株式数(株)	135,161
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	7,448円49銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	1,588
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	ストック・オプション数 700株 平成22年6月26日定時株主総会決議に基づく平成23年2月3日取締役会決議による新株予約権 ストック・オプション数 1,050株 平成23年6月25日定時株主総会決議に基づく平成23年11月1日取締役会決議による新株予約権

(注) 当社は、平成23年10月1日付で株式1株につき5株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額を算定しておりますが、当第3四半期累計期間より四半期連結損益計算書を作成していないため、これに伴う影響はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



## 2【その他】

該当事項はありません。

(参考)

当社は、当第3四半期累計期間より四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、期間比較のため、参考として、前第3四半期累計期間に係る四半期損益計算書を記載いたします。

なお、前第3四半期累計期間に係る四半期損益計算書につきましては、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けておりません。

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
売上高	1,860,796
売上原価	908,838
売上総利益	951,958
販売費及び一般管理費	926,779
営業利益	25,179
営業外収益	3,407
営業外費用	4,938
経常利益	23,648
特別利益	107,368
特別損失	59,200
税引前四半期純利益	71,816
法人税等	2,761
四半期純利益	69,054

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年2月3日

株式会社ドリコム  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松本 保範 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 瀬戸 卓 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ドリコムの平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年10月1日から平成23年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年4月1日から平成23年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ドリコムの平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。